薫蕕錄

世

775
71

僧 775 71

薫蕕錄卷之四十六

目錄

天野保右衛門覺書
竹内吉兵衛覺書
田治見權左衛門覺書
神戸久左衛門覺書

東京帝國大學圖書之印

萬籟編卷之百七十壹

天野源藤覺書

中村直道集

一 立花宗茂の部將に源藤覺と云者武勇勝て胡
辯なる由聞及ぶ切角実ケ原の後立花家
一旦御暇に深るもし加藤清正に仕へ天正年中に京都に浪居し有馬へ渡
海し寺沢志摩守高に入渡るも後紙の打
かゝ風与京都にて高に成功を受取るも元より
廣高武道の不覺人に御也名將なる人と云ふ
只云ふもの小藤に義ふ者津へ使ひ祈り祈
八幡宮へ願ひ或時廣高大敵の陣に有て長方本

先年より三韓宋國の酒ひ朝鮮すてをかん半英と
三韓氏の御とも商賈御[illegible]ハ[illegible]
上洛和度七ヶ年の月九和度の[illegible]半[illegible]ハ為[illegible]
書[illegible]ものの[illegible]の[illegible]
文禄元年秀吉公朝鮮御征伐[illegible]京都の大名十人出勢
十二万余渡海[illegible]秀吉公も肥前国名護屋の城に[illegible]
為大将[illegible]海[illegible]
中国[illegible]長[illegible]
[illegible]山海[illegible]業の城と攻落[illegible]諸将
[illegible]
[illegible]
[illegible]

北進を再び辞し奉れり。諸将法令を厳にし一切の
中半に当るは之を命じ八月二十八日を期して
諸軍を八路に分ち京城を中心の諸道の者は都城を
弱し八方に分ち進撃せしめ多人数を以て不日に攻落
すべしと雖も若し長期の日数を経ば朝鮮の大軍都城に集り味方の行先難くなるべき
故ゆえ我大軍を率いて一挙に都城へ押入り事
決の勝負なるべしと思召れ朝鮮
の都へ人数の集りたる者共は第一に我が
義弘の大軍集りたる人数は全山海金策所の城を
多勢と覚え防ぎ戦わば一日半にて攻め落すべ
いと思召の軍勢は集り申さぬ事にて候しかば
なるべし一回の戦へ進発致し朝鮮出兵の
防戦の手柔しと思召れ義弘大将に命じ
大軍を率て日和もよき六月晦日と決し
加勢共申さるべし然るに帝王に聞へしめぬ事
なりと申候ハ事如在と思召れ義弘大将に二十余所と
指図の所に人数を集り朝鮮の軍兵も沿り於合戦
仕るべきなり文禄二年閏七月七日の事なり小西摂津
国堺の行長大軍を以て攻寄せ候へ大勢討死せそうろう
主従へ近入明石主殿と共に次人数に成り日本の長槍使ひ
ゆえ敵さきなく攻寄せ明石の大軍小槍と存じ
味方なりもかつて拙人の迫合仕り先手の者を駆出し
前後倒るなり敵陣のように成り日本の軍兵に

所々十万騎の人馬、梯・近江・美濃・尾張の四人、梯は上野の例
なりきと軍とりてもあるべきハ梯・近江・早川・尾張の大軍
なれ共、頼朝も及び難き所なれ共、梯は上野の例なるべき
なきを以て明日合戦あるべしと云ふ。さてせめて彼の七千騎
出羽の備へかくの如くなれハ、加藤・佐々木・梶原・土肥・
梶原・早川・尾張・近江・梯・小山・足利・武蔵・千葉・
梶原・和田・大内・佐々木・大内・大友・大内・大友・
西海の武士、所詮、梯と軍して、大友義鎮二万騎、
まて梯を攻めて、高崎・吉崎・軍とて、軍八分・一・頼朝
大友・神・七騎にて敗北し、北の親の御智恵を以て
二万騎・六七千の敵と切合して、大友勝利なせし事

九州中国をも北の方へ引取りて、
梯代の参上ありて、其上家の者ども、
主従三万八千人の内方へ参上、
梯・清・早川・関・武蔵・尾張・近江・
梯・梯・梯・梯・梯・梯・梯・梯・
梯・梯・梯・梯・梯・梯・梯・梯・
梯・梯・梯・梯・梯・梯・梯・梯

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

利運と称するまさに今日八大方日和合羅分めの軍と称し一ハ
日本の為上ハ宗教公の出るまで八方ハ八情大義義私の
軍功と云へ方ハ称する上ハ八情大義義私の
流しつる偽を撰出しかへ仏参つの先きと撰りる法会敵
ゆるく部城へ法を求しつハ毛利輝元伯耆宰相中納言
と先きして本人数と相出され宗成ると伯と云ふ白て
相出ハ弟と川と南と法なる敵とたうて備うえと
ゆると備る半二千千計く敵勢六千荷許先る備へて
輝元かる先ハ前作一面の為く伯へて相かるとる輝元
白の敵と付くと引しつ元春隆元三千騎平てうけ
てうへと石寺の方ちく出く伯へる敵の馬と入へき
よりの為く敵と引出きんとする所と十荷伯参つ内白右衛

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大軍の相手となるべき者なき故に遠国なれども
丁度江戸近くなる北条氏毛利家の先陣の備なる高義へ軍使を遣
ひ江戸の家康の押出さるべき心定て先と云れしの相なる三氏
分なる為と謂く一致と為て遠く八今八法方へ先と申なる
なる上洛用と毛利八雖雖と申く来なれ共北条氏と仕なる
内先なるもの〻〻江戸城なる高義なる今の会議なる義
南家なる先陣なる相なる先と為て〻〻和平やうと
以り家康なる云ひ〻〻なる摩へ相なる事と云るの邪私の功と
思へ公義若後の事なる也備利なる〻〻相なる先と云て
上人の意なる〻〻吾上備前と先と思て利を以へ事共
なる〻〻ひと〻〻今の世く先陣を許なる小早川の先手軍兵部
条件なる邪と為て家康備の脇を押通り上備なる

なる備と主張と約束なる〻〻明兵二万計と云へなる為て陣を張
人数なる備前なる〻〻〻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]大切となるべきを[illegible]辞めく[illegible]十一の御[illegible]加[illegible]
[illegible]一の御人小[illegible]行[illegible]悔[illegible]海せ[illegible]軍御[illegible]
[illegible]知[illegible]人[illegible]知[illegible]海[illegible]
[illegible]実[illegible]
[illegible]実と[illegible]海[illegible]書[illegible]
[illegible]寺澤廣高[illegible]義[illegible]御[illegible]
[illegible]成[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]海せ[illegible]

巻[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

天保十三壬寅年　八月　中村萬喜直衛

薫蕕錄卷之百七十壱

薫蕕錄卷之百七十壱

竹内吉兵衛覺書

中村直道集

一　去冬薩摩ゟ御飛脚船ゟ御用大坂ゟ
ゟ川ゟ出船ゟ薩摩ゟ
助様　脇坂中書様　九鬼様　此ゟ
薩摩ゟ内　千代川ゟ
右の品ゟ
内　松浦　[illegible]
[illegible]
[illegible]

而に銘々欲面倉仕城内の者共池辺の祈祷人共下に組頭中書
拵欲の様子と申候に付候ハ人数を押流城と申奥御
内論欲と不立て七ツハ安くと城の内人夫入併下を押寄七
ツ宮辺の御人数を以拵馬廻拵に付ハ中書及本
あ門ひの様子宮原に奥に大欲と者の南く
加賀の内欲と奥味方の人数を様しいん事正月廿五日欲
深夜仕人供を出し七ツハ宮辺のり一ツ宮辺に行を
その日事と成敗等件の人供と百騎余り中半拵も人供
正対面様と右の方執奥と下方に行の知と彼人供と同
原仕中半拵出津と者り中半拵ハ欲城の城際小浜の橋
と申つ世ツ宮辺に義拵ん家通に行と法事と下知拵
者り右の出方と紙下山に行かしも出多人百歳と奥分

出例と者り右に神と分右中半拵と行ハ
出多人ハ何ん和能ハ城に別奥捕
一段忠節と出臣事作ハ浜城と別奥捕
の人供を以ハ多ハ少分に流方出を下知と件
ちく城の大手の門に小向く之り通に対拵ハ洲
供と陣中に入と出ハ拵津に拵ハ大事と出ハ
河と下ハ拵津に拵ハ宗徒の男ら何の子細と不安欲あり
者と之下ハ洲ちきく人公ハ端出り者ら
安原と浜ハ多拵ハ出ハ拵ハ拵ハ拵ハ者の
者と国和小出り拵に城中に出と法能者出に入と
法合ハ拵ハ拵ハ月件の人供拵事ハ和ハ者
ハ城中に入ハ大手の門の和て端出りて下拵ハ

し給へて迎の中書に使ひ給へうへは最
早ひかれうへ被仰付と心得城主一不小て後切腹と覚悟
第りに相たる方々から御りいつんと申して御使者
に対面致居たるとそこへ寄ると中書は二人
何と御いとも御二人の大将に会ふ人なるつい
る家りに居かしも御使者の第一の御神主の通
あもて大きくなる家城内へ入るそいむあつい被もん
被なうへい唯今御迎へ御来て下宗紙に別なへ一言申
りへいもと法なて家等と同名仕元のに法論りに被れ中書
被仕なり向家被仕候者人供と同名なて江戸へと
変なくよ帰りりいなて又中書に浦へ第り申共居
居者人の出被ひ元被申居て仕なるなく彼人供

と方者人して欲の矢留仕人と出人数に揚よ者へ
近半成なる村被申に先別の出ん被人供被小城
出被成なる先別の出半に出なる者の出半と
いへ申処別人供と城内へ入るそいつつい被れ中く
ひつしく成なんと方義の形勢被申なる仕合なると思る
中書被仕参被別被仕と名家へと仕なる者家中
あり人供と同名仕被城能に参り被ひの正和も奥
まり生欲の矢留仕なる者中書被仕人数美成出なる本
ち被ひ成申に被と中書被なく出なるへも欲の名
とりなひ城と仕なり者なる人の出を揚ニて成いなる
而なと程参申に被なる人供なり申なる城内の欲なひ

相さ拵ひ被れたる人ども多く有りける中に手柄の人
数多有る人降参の者共城と云へども力無き故と
仰せられ候しかども其後筑後国柳川へ伴
の人数引取られ左馬助殿筑後国へ
御初中様へ参られ不申候方共は何とも仕方無
成と云ふ事有り候ては其後近所一
国に成り候ては行用者共の為に成の事仕来る者
共は左馬助殿へ行用者共の為に成の事仕来る者
とて此方の一族に成り候ては左馬助殿へ
参り加へ被成候城の主あり扨は是迄の歌城と申方
法者に候と歌を取り城主同名仕来候ては其後
左馬助殿被仰付候なれば歌なれば歌と申方
此高名に成て歌の名字に成候仕候地に成り

一

肥後国御天草に内志岐と申
と被仰付て参り申候へ共城を拵へ
して剣（一揆と云ふ者共の城迄取かこみ
此者共を利家様御手に成り候
陣に成り候ては此城の内へ
手に成り候て先日に成り候内迄
の人数高山右近様御代一番宗と仕候
尼御人と申候て被成候角と
人数御家迄参候と申候
と申候二の丸（御家来に成候
と申候迄しに成候へ共今
此者共城と

上り上へ帯ゆりて処々体の若れたる味方遠に分出れの歌
悪く切れへ門をとおるへ俳諧の歌と和合の歌合
内毎衣のだ〳〵毎衣笠をもたるとわるとを剣へ左遠の下人
頂戴へ右こたる歌の地獄より射出し矢被弓うたのを
うるとこの御〳〵の御小射をもせん地獄門ちりとり足と負
とは取落へごうと倒もやはり負れん坂の人へ下こと行所やはり分
宮地獄御〳〵みとこ上り一下と落こうり落た左の矢所の人
こと上り下り半と不敗成こ御上り武者一人
方とかく〳〵敗れり貴と上り御ん負れん坂のようり
こと上りやはり分て家宮と所るうり地と揃へ人の御へ歌こり
知り下に分打うり地まとこと御家御を押へ貴と知れん共敗
こ家とかり深き下に落れ打長馬場きのるやたとと切倒し

遠こ所〳〵へ家分敗〳〵敗こ〳〵へ御井敗山分陣とんこし
四の中と上り山分御の仲の分と家遠こ味方御内の歌う
御山分れ家く山区こ分歌場を分つこ城中こ敗上り
進こ味方足城こあと山区下山分こ分る歌合所分の次と歌進
知分こ御こ四年こ八不分こ敗合こ所分四の時こ御とけた四と
板打歌分こ上と上分御分こ敗合こ分御こ人分家こ
下山て敗分と深こ一下中下山敗れた仲の御まて三月もよ
負下山敗一人こ深こ上半敗御分次敗分毎衣と板
敗下山定こ三月毎衣と打こて敗分このけうんこの年て
上こ御分敗このこ毎年と打て一町敗御へ三区こ
四年の御年へ押出こて三月尽山分こ後こ
者下山八毎衣と歌こんこ〳〵山分行中山敗分敗八

今度一命を遂げて候ても母衣を掛候て二度男と言事
無之候の御仕の母衣掛て一町斗めの内を行候
母衣と云は十五間の内へ一町斗めの内を行候
引返す事無之候故に馬を乗候
城中（略）の内の内の侍の者十人下され初度
所望申候ハ桜津の内四郎へ参候ハ
桜津の御奥に居候て大坂の御城の内の御法人と
御上の内の御用に桜津の後
今度の御合戦に新法令初候
者共の内の中にて一番に成候
右に桜津の内四郎と申家中に
乃和左衛門尉

一

而ハ七人に付山上へ上り申候
下に居申候ハ敵に成候者ハ件の通
内の者一人上申候
日向守様御出馬被成候
岩ハ小城と云所へ
よく仕候ものとめ置て
尾張守様に
人を討死仕候ハ
下に居申候者ハ件の母衣の
側に居申候通
方衆へ
日本中の方衆へ

少人数にて御請被成候ハ、城と奥ハ府西の
方より攻来一番先に城を攻落申候事
一 聖日ゟ福島の城と奥ハ府桧津ゟ秋田人数にて城の四方と
攻寄奥ハ桧津ゟ秋田ハ山西奥ハ秋田人数
乗り申ハ、強不奥ハ申ハ一番に奥の城の出丸と取り
秋田分乗り奥ハ申ハ深し奥ハ一番に城に奥入言候
府四方ゟ奥入寄く御と討取申
一 ちくちくゟ申ハ奥一番の大府けんつゟ者共出曽
合の合戦ゟ申ハ城ハ言候
一 奥ハちんの城ハ桧津ゟ秋田人数ハ出丸ハ城ハ出丸ハ
七日ハ奥ハ一番ハ攻り城ハ府かくゟ人初ハ乗り来ハ
城へ押寄奥ハ申ハ攻合ハ攻り城て敵の様ゟと

浅野府秋田御ハ桧津備て御御を行て城ハ
参し奥ハ本丸ハ申ハ御御ハ城ハ出丸ハ
御行ハ城ハ奥ハ大義の石垣を崩ひ申ハ
海ゟ武者一人秋田ハ桧津ゟ秋田ハ
山西秋田ハ攻ハ申ハ府寄ハ出丸ハ参ハ
秋田ハ攻ハ若年ハ乗ハ
秋田ハ攻合ハ者ハ合ハ
ハ行て一番ハ先ハ城の歌ハ
ハ桧津ハ御ハ不知て門ハ開ハ増ハ大勝人数二万
ハ御ハ城ハ奥ハ御ハ城ハ大合の内ハ内蔵丸ハ
奥ハ秋田ハ桧津ハ人ハ答ハ府出御の浅井ハ
奥ハ十人計石垣ハ御ハ桧津ハ者人ハ

打ちて競ひ人先駆仕候て弱へ敵と近き寄り付き数多及ひかく
ひ人と存ぜ候ひ候へ共ひ近き寄り付き者数多及と
ひ人中にて外門加へ中に二百斗の者ども
働と相付き候の者ハ家中郷中及ひ百姓共眼前に事に
別て武威を顕し候ひ近き寄り付き者数多及一人宗等に出候
仕る者人も多所の働ハ者人大軍にて押向られ桜津ち後の仕
或所原ちんの極ふかく所に出向る敵の先を待て山のあるくに
先を小西天作城内より出向る敵の先を待て山のあるくに
門前と天作此郷に桜津城中迄出張仕候ハ一
敵と存ぜ者に出張山のあるく人代に寄り合長近仕候所
仕る所に安宿寺に桜津和泉守と云人ち付出張の
ひく所山の谷うかくるく人代と存ぜ谷ち中と云谷

もの者ち中に神ちの人中に主付家中ちに腕の山のうへ小こもの馬に
寄り付る武者大将と存ぜ者ち中に寄り付と存ぜ
ひ人数組軍仕る者ハ者人大将ち中に出へハ者人の者
ち者ハ者ち中に仕る者馬ち者ち三ち者ち者ち者ち者ち
ち者ハ者ち中に山ち寄り付ち者人数の大将馬ち者ち中ち
ち者の小射ち中に寄付ち者ち中に仕る者ち者ち者ち者ち者
仕る者方に夫と者の者ち小射ち者ち者ち者ち者ち者ち者
数の大将の馬ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者
ち者と仕て二ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者
ち者大将ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者
大将ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者
ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者ち者

[illegible]

一南門の城のかくるゝ人横瀬殿より度々城を攻め
て責られしかとも城内の人数一度城を攻め
拵る肥前大村殿の人数御加勢として城内の御
方も能く防ぎ数多打たる事

一順天と申くるゝ人と城内の人数相談をなし
城をかくるゝ時分に内の人数の内に大軍にて敵対と仕る者共
城内の人々と相談をなし百人程の者共
ゝけ城中に入り籠る人々味方の城
城をとりかこむ故落ち城の者ども後道に
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

中に牛馬より初り之類と切下し刀を付て人に歌神にて刀と
世に有紀伊国名草郡と云て刀の柄と云り歌の名と云り
作刀の切たきと云に押立たるの名にて刀の柄を押立て前と云
中に祝屋八紀伊と仕何角を写と云て右の通り云所に
御知の広例元禄別に分られて祝元禄前と云て書切有中に有
三府祝写中に八廣人の近代前に一二書の事八仕方数の知れとも
七百十一箇郡角を祝元禄と云て一番に河と歌し此有
中にて河の国と云の松尾と仕前と云て祝元禄
知に此く所人に云り神にて刀と云中の有此家祝に打付
刀と神にて書写南と刀の柄に付歌の名と云中に家先の
行歌の形数と作て河の国と云て清水仕る廣人の在
名と云中に形数南に付河に云て書写して幸武南の

法体にて云と中に家祝に形数と称に祝元禄
かしも不遠家写柄に云て一番に云て此作桜清右衛
遠江年中に家十人に自作村市に書初と云中に家写河と
国に祝府市に書海と中に八永和泉の河と中に府市に海と
写に云と中に家遠中に写新と中に清右衛門と云
家不祝分に此家八作家中に桜中に小山人集に作四何家
に所に者に祝の祝元禄に

一

日初に云家の中に八小西桜清右衛門家に祝元禄に当
将人に作に作に作因家清右衛門に桜清右衛門祝元禄
中に家八元禄に云家の新に桜清右衛門祝元禄
中に作に八に中に祝元禄に桜清右衛門祝
下に中に作家人新人に押清右衛門祝清右衛門

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と申候は先は作業場の方御[illegible]は今は摂津国欠は[illegible]
之方は御知行の出馬仕候[illegible]若郡中[illegible]
[illegible]欠[illegible]之方馬[illegible]入[illegible]
[illegible]欠[illegible]畏り奉存候[illegible]私馬[illegible]
[illegible]みな[illegible]は今度[illegible]
[illegible]郡入中[illegible]若[illegible]
而[illegible]之方は[illegible]
[illegible]罪[illegible]郡[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]今日[illegible]
[illegible]
[illegible]

四人の北条殿の年一七年俗ゝまこに従来於合三年俗ゝ小言
葉小弓御りの年
一
秋年伝右の戸ゆくの小京侍関かくの人百万の大将南
出戸ゆて秋ゆ戸ゆハ日年ゆ人言
葉方ゝく討ゆ戸ゆ秋ゆ武八教方ゝ人教ゝ年年ゆ秋ゆ
糸仕南ゆの小房ゝ先ゆと仕ゆ日年人ゝ会教と仕ゆ悪く
切ゆゝゝ出ゝて日年ゆ神御ゝ日年と仕ゆ戸ゆゝ方事関
者ゝ先ゆと仕ゆ者の年ゝ月日年の中ゝて上ゝと大分ゝ
多人戸ゆゝ前秋ゆゝ知人ゝ方知の移加大将百四武日
年人かくゆゝ人ゝ会教前戸年ゝて武大教日年人ゝ方
直百人ゝて御ゝ戸ゆの長ゝ言葉御ゝ人教八日年十の初一
二ゝて日年の邪八将軍孫ゆ仕諸大名教ゆ仕ゆ初

ゆ人の名護 ゆ家御御御御御御の大名ゆ人
将ゆ御年ゆ仕ゆ決定言葉御ゆ人教ゆ関ゆ依護の諸
武ゆと人者人ゝ年人ゝ武ゆ方南御ゆ生御ゆ
日年の大地と仕ゆ者ゆ神ゆ成ゆ所ゆゝ言ゆ
戸ゆ八南御ゆの仕ゆ三仕ゆ年ゆ日年人ゝ会教と初り
かくゆゝ人ゆゝ利と仕ゆ御ゆ初ゆと仕
戸ゆゝゝ小京御ゆ代ゆ侍ゆゝ関関教御
と戸者年ゆ小京の天ゆ方ゆ戸ゆ紀戸関人年ゆ年
秋言御ゆけゝと言連言葉の関ゝて御言御四年人武ゆゝ武
部小教ゝく教年ゝ秋地の宰相の仕ゝ仕諸年ゆゝの連員
御ゝ大智と二者ゝ人ゝ也年ゆ戸ゆ御言御と日武教医ゆ
陣屋の戸と四武者ゝ者ゆ武ゆ年秋ゆ武ゆ小ゆ力

[illegible]
一代ハ其会ハ[illegible]
当朝[illegible]
[illegible]
連と日本へ帰朝仕候人へも右連[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛永十年極月朔日　[illegible]

竹内他元成
竹内八郎兵衛成
竹内十郎兵衛成
竹内宗兵衛実成
竹内義八郎成
[illegible]

右之覚書秘事之口伝[illegible]
他元成之口伝[illegible]
[illegible]

大関様之[illegible]
不[illegible]
他元成[illegible]
右之伝[illegible]
者之宮[illegible]
[illegible]
[illegible]
右之覚書[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

寛文[illegible]年[illegible]月[illegible]日　七歳

竹内権兵衛殿
竹内小源太殿
[illegible]

[illegible]年[illegible]修行也義[illegible]

天保[illegible]年[illegible]月[illegible]日　中村芳斎直道

蓼藍録巻之百七十[illegible]

中村直道集

田治見桂右衛門覚書

慶長六年庚子石田治部少輔成[illegible]の大[illegible]と
[illegible]の大[illegible]の[illegible]て　家康と[illegible]て天下大乱[illegible]
[illegible]　徳川方石田方[illegible]て六年[illegible]別一度[illegible]
豊臣の主大友侍従義[illegible]流ハ朝鮮[illegible]て[illegible]豊後[illegible]
[illegible]毛利輝元ハ[illegible]と長門の[illegible]ハ[illegible]慶長六年
天下大乱[illegible]て長[illegible]と大坂[illegible]輝元と一[illegible]して
石田方[illegible]輝元[illegible]る八貴方ハ本領豊[illegible]ハ[illegible]と[illegible]
[illegible]豊[illegible]ハ[illegible]
安[illegible]ハ[illegible]

寄手四方を攻加へ城と云共中なりハ少なく四方と成さる事
五三郎の書上に曰て西国衆と云ハ伯耆の住人義宗公も関東
に参りかゝり〳〵関東方義貞と中あしき故に新田勢
迷水郡主殿と云者も寄手の内に加る
節朝の人古文の如く向敵に成る義貞に
迷水郡ハ細川越中守忠興の領地にて家臣松井佐渡有名
武蔵方人杵築城を攻る義貞下向に成る迷水郡の人数を
城中へ取籠けるふり百姓共迷人数と成て義貞
中あしきハ宮内小輔と中侍と云百姓を遣て義貞
伯耆国杵築城へ押寄せ人数を二手に打分り人数を二所に
置さるる常国小輔さ所へ寄せ人数と有名
武蔵守大将より攻寄と打ちまた常国ハ中り弱と見て敵を

安芸国の内
さこ谷の安芸の
城一名浦安城
と云武蔵守
内方の城内
芸谷の二字
岐城の誤なり

ゆりて去ぬ国〳〵人高ちと郎と家を里屋と云り城中なる八月
十七日杵築より大友左近の将監を遣わ
安芸国 熊谷左近将監の城を攻落し豊後の家り名形義
岐城の家中なる城内名さ杵築の城へ入る松井佐渡と計り
大友と云ふ人と云やと思ひ使ひと云て関東方へ寄せ
きと云ふ大友方へ安芸国へ八大友の領地なる故に討ぬ
安芸国へ向と云て松井佐渡三年〳〵打出〳〵
府内の城主行中伊豆守も打て出石城を攻
地加り依く義勝と云方余月十九日松井佐渡二日祝詞と云の内実
相手と云ふ中と云家と云ふ如義貞方ハ大友の城
彼今信利と云ふ行ふ正利運命の城に籠くい松井佐渡討死と
寛の現世の正対面を取りと云て猶足家の打て出る者百

[illegible]
中川吉成の行ふ法人[illegible]
中川家の[illegible]
[illegible]
[illegible]

清田八郎義家の舎弟春山義綱伊賀守家
豊前彈正忠山下不義源氏七郎秋田城介源氏七十五騎
雜兵百四十六人勇名を揚て戰ひしかとも大勢の上の敵なりし事
山下不義は大勢の上の敵なりし事なれ共清
八郎四郎源氏義家の舎弟春山義綱伊賀守人数
四方より侍二十六人雜兵二百七十人討死し大敗なれ共雜兵
八人張り三人の内津の帯刀なり義綱も
自害せんとすると田原藤太秀郷の孫藤原
清衡と申し人は奥州押領使なり
不義は年来敵対なれ共節を守れ水森牛助
の節義は大なる不合点の男なれ共
の人と敵対なれ共此年清衡しきりに関と解きたれ

義綱は八月廿四日入京勝と雖も後度芳志の御御内田
原山下の士卒敗北申出しかとも合戦なり
今津四の中川京太郎山和泉守許へ行て酒を飲ませ義綱を
討杯に上野の和泉義家を人と云連豊前彈正忠山
縁へ之家長門の後りまとり泉守と義と一所
辰年長十年ひも年七月十九日死去し法師宗崇院中清
六義家は寛長十七丑の年七月十日死去し行年六十六法
号松聲院香崇真誉と云大炎祖先近将監社頭
二十二代て家門絶も此一礼に田原京藤中川の族と云て
大炎へ縁せしも高田より中川を迎へ取と云事 京藤も
婿男なり依て中川義成と家藤山和中庄家院と関帝を
今く迎へ入あるとも高田の後者度と重り

[illegible]
[illegible]中川平兵衛[illegible]
[illegible]兵衛[illegible]
[illegible]八月二日[illegible]府[illegible]中川[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

今度牛込御屋敷の警固御役を蒙り候ては京都へ
参詣の儀は此節相対の者共大坂浪人丹生言橋白原宗兵
衛方を放火せしめ候ものと云ふ風説もあり且八方国方へ勧力の
仁入候ものへ
当節大坂より参りたる面々十月二日の夜淀川に差し掛り
常山東成今津屋と云ふ者共秀成公に対面仕り
出馬致し候旨申聞候ところ秀成公の仰安
堅固に御渡り候ては此度御中川半兵衛殿
の人々一旦行向に御引き寄せ候ては
不可申ものは秀成公御相対へ御通り常山
御用人八郎兵衛の方へ義向のうへ何の儀なりと行向へ
御先方に書の御相対へ家入りとして手書の船と差出る人
人先に同じて船代出し候ものあり扨風説の御相対を呼び

寄せ常山勘兵衛東成諸浪人門連
同行の御相対を寄り大坂より参る人々を呼出て慎を加へ馬川
寄り口に相宗兵衛方の人数四千余人常山勘兵衛先手として
急ぎ参り申候ては関の歌を唱て常山勘兵衛儀作下
の御相対歌の指図と御人数の関を大国部より山城
淀川に引の者共三拾二人捕出し申候人数を捕へ
都合百五十余人にて大坂へ侍帰り候ては
之中申ものは寄せ合ハ方を分て御相対に渡り
可笑申ハ二百人程の人数の者共一伝に捕へて渡る
今一度と渡り申ハ御当の乱に対し恐しかりしと
真先に立て八郎兵衛殿東二郎同じく御役人の人々
祝儀申し上げ候ものと小坂左衛門より加賀平兵衛殿

右三人百余の賊と率し小坂と一つの砦に備を立て合戦す
中川縄八郎金吾と立市の江入堅田と云所に桐の落葉多し八郎方の前に出来る
下の田中より出て馬流桐の落葉多し八郎方の前に出来る
あり家の田畑共八郎方の家と大と称する杉の市流れ
到して中川縄初め大と称する杉の市と古田郷方をく
焼つけ家を焼て中川縄家をも焼し桐の
流れ中川縄と三度し合戦小芝市の流の結城
四人郎小射三郎小古田郷方く射殺る夫射殺し
流れ取て相をし常山勢同勢も本郷勢
蒲生言兵衛作兵衛中山宗兵衛小坂等小坂源四
郎宗兵衛の加へる八百騎の中へ二百騎の敵入
立る常山勢と敵大七寸の長槍の流れの

無も面もふるとお敵ひ日も高き夕方に川別まで籠を続て
とまり家の津久井と云所に出張し坂井流れと云
武者人を斬り取て出張し坂井流れと云所に
る橋を伐平和武者人を斬り備を立て
牧勢田中紀伊次郎中川平兵衛常山平兵衛古田郷
伐荒人今日の手者金敵出る人牧勢岸の上に敵引を表の
中より打流れ牧を真中に中馬を流て敵を出人八生小坂津田
十郎村の人に初め元木村重の家に家に武者引毎に
て敵清水に人初め出て流れ流れと云て
長屋守の命と不借敵ひ古田郷も中川縄も敵兵二十余
人討とり又白井より戸井田兵部と云者の三百人斗流へて
加縄うして表を不立市之丞幸勢常山平兵衛

尼寺伝宗像小五郎義茂人十人
一度も河内家之れ流れの者田畑も山際まで迫り迫り也
二千余人討死者り作次関の社人地下人合四拾名とふ寺よ
義り神主関伝兵衛と云て中川勢再び
渡り出て掛り合戦火炎り上り六所大明神の社殿不残
焼失と相成中川勢八四拾名攻行んとする上浦より戸井田
橋本加藤姫野山坂白井山田赤羽友祝神主伝兵衛一千余
騎り友義伝兵衛と押寄来り流れ移り城の中川勢も流れと
なり敗走する中川勢一同よ荒て古田領とりけ立る神主伝兵衛
大石弥右衛門奥〳〵宗右衛門と云り義治り相義流れと云騎也ハ
先よりなんの中川宗左衛門たの方へ引き前背よりけ流れ
打出れ馬より倒よ成り中川宗左衛門相揃て引んとする糸

みれ出て流れ河の岸と打せて言人ま流れて死ふり見とんて
古田義弟中山田宗宗像中左衛志摩村宗平人本船来
義弟小下一同よ此人と打出て牛て甲斐かと必死と宗右衛門
叫んて突かるる古田領二度まて進退り係く岩倉討出て
ちり神主伝兵衛も迫り山田勢も迫十おて流れ古田
領八名と云て西の拘流り新り小流れと云り高表右衛
門義弟討出て宗像小五郎の中よ宗人石白井右衛門
いの者よ出て引て流て宗今〳〵小白井と言服宗四〳〵迫と
相宗りからんと云る糸右衛門宗左衛門て大石氏と引て小物と
打小物服てみ打倒て右衛門右衛
戸井田右衛門宗つ貫と云り田尻伝兵
二度まて立ちし月日を伝ひ刀と振さ杖つきちると戸

弁内手ハ貴と云ふ者と長門浦人舟木源左衛門元来長芳
親族なれ共今日の戦ひ極て親族を退け全く敵と対峙
命と対峙とのみ云て中村宮内と貴と池内ハ
中村ハ堀と相手打合川端にて
甲ヶ月の海ハ汐ハ切ふけ中村も怪我して不
浦て戸弁内迫寄りて池内ハ舟木ハ貴と舟木ハ
迫りて池の金物ハ喰付て死ぬと戸弁内押へて貴と内の南山
浪人幸助ハ豊前と言者ハ市助ハ御さ討ぬ常山ヶ
矢ヶ豊前ハ常山助ハ三十余の人数を敵ハ貴も
ちの了ヶ豊前ハ中ちの八浦ハ三年前ハ助ハ
金と金して白杵ハ迫寄て青成の安定ハ
ハ中ハ汐ハ生ハ

白杵ハ一帰して姫浦ハ
ちの貴ハ宮内ハ
汐小篠の中ハ
て池と云ふ者ハ
安二郎ハ切ハ
池も打ハ
手の鶴二五郎ハ
汐ハ姫浦人ハ
とり川馬ハ
とり池ハ大金
家ハ
若者ハ大西

白杵ハ一帰して姫浦ハ池ハ
ちの貴ハ宮内ハ
汐小篠の中ハ浦ハ
て池と云ふ者ハ
安二郎ハ切ハ
池も打ハ
手の鶴二五郎ハ
汐ハ姫浦人ハ
汐ハ姫浦ハ
とり川馬ハ
とり池ハ大金
家ハ
若者ハ大西

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此一冊ハ以 杉也翁本ヲ

天保十三壬寅年十一月九日夜於燈下書写之

中村萬吾直道

薫蕕録巻之四七十六

薫蕕録巻之四七十七

神戸久和覺書

関ヶ原ニ成大船

此書不入事ハ先年来書留ル所ニ秋等年
々の所風説ハ不入ハ久敷ハ成ハ
ハ成ハ遠ひの成ハ

一 秋等ニ被入ハ四年宮部ヶ伊勢の國司の濃代の侍ハ國司
ハ成ハ者ハ敵ハ成ハ勢ハ成ハ

一 岡田作兵衛ハ成ハ敵ハ成ハ岡田宮部討死ハ中ハ
ハ成ハ者ハ人ハ有ハ二人ハ女子ハ無ハ別ハ宮部ハ大形成

中村直道集

言葉にて[illegible]と申候ハ関東[illegible]と
申候ハ秋等の文神戸久兵衛と申候ハ大阪出[illegible]
言葉[illegible]と申候事

一 天文年中神戸左馬頭と申侍の聟[illegible]より神戸名字
始[illegible]左馬頭ハ信長より伊勢の国司の相続[illegible]
伊勢の[illegible]秋等年[illegible]の時より始[illegible]年

一 信長公[illegible]の後太閤より国司[illegible]
国司[illegible]左馬頭[illegible]二年[illegible]城[illegible]
[illegible]城和[illegible]国司ハ[illegible]
[illegible]頭[illegible]年[illegible]伊勢[illegible]
[illegible]ハ[illegible]波[illegible]
[illegible]年[illegible]国[illegible]

と申侍[illegible]と申ハ[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]

祝いつめ[illegible]ハ振袖[illegible]
[illegible]ハ一[illegible]
[illegible]ハ川村[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

小唐[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

元より[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四月廿日の夜、三の河を西へ渡り、吉良の人々、
九月十日の日、六郎殿、三河国の武士を招き寄せて、岩の山
より関ヶ原へ移りたまひし先を書き、大将形の旗へ、幣を大将
旗を、鎧兜、馬まで、立花の金紙付けさせ、人の山と
鎧中納言殿、白鎧を着せ、旗人付け、大将殿、人数
人々、対馬守、伯耆中納言殿へ、別大将相勤り
とある一戦、敵の大将を高山右近殿の陣、ちがいなく
戸田中納言殿、相勤り、其外、沢方の陣へ、お勤めし
何もも、水戸殿、付き、敵、ハ、福島左衛門殿、浅野
お勤り、一戦、なされ、殿、陣、お勤め、敵、沢方の
四陣、お勤り、沢方の陣、ハ、二番備、なり、御先、住新
孫、敵、ハ、敵、何、なり、猛勢かと、見、寄、なり、

の敵、の、猛勢の、なり、第、六、ハ、其、猛勢の、中へ、お勤め、
より、出、なり、ハ、敵、ハ、白、鎧、の、敵、ハ、
高、右、新、なり、猛勢の、真中へ、切入、五、六、なる、大敵、
中、と、切、出、通り、敵、味方、と、ふ、ふ、ふ、ふ、
四、四、の、人、数、六、拾、人、御、旗、敵、切、者、と、敵、第、六、ハ、
六、人、ハ、軍、仕、半、敵、御、敵、
なり、ハ、敵、まし、く、なり、第、六、て、大、力、の、
四、馬、下、と、も、打、落、人、四、通、敵、ハ、猛、敵、先、と、見、第、六、ハ、
馬、の、敵、貴、力、強、も、和、泉、守、殿、人、第、六、ハ、
先、ま、小、人、ハ、皆、敵、て、四、陣、何、と、敵、
な、ま、と、上、な、四、貴、敵、ハ、敵、ま、く、な、て、切、通、り、な、切、西、な、
ま、ハ、敵、な、く、兵、庫、敵、切、敵、り、敵、ハ、四、ま、と、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

内より出性新極と向ひ合ひ大かりまとつひしに
船と此方の出仕れ船入れる船くお掛居れ不のこの戸
当方迄ハ拝籍ゆくしに仕ふくの事身分高き武家
出先き七軒及相寄方に仕ふくの事身分高き武
戸に成ハ七軒及第に出先に成ハ一隅用ひく迫城のふ
方の出前と成戸に出前ハ成ハ戸に成ハ節出前ま
と成ハ立帰り初年に仕ふくに来ハ山の出ハ
一番ふ成一所ふくに不の者ハ出ハ
浜地方地と拝ふく立ハ成戸に新先に成ハ
ハ人も出前ハ成ハ仕ふ成ハ成ハ出前戸に新ハ
人の後ハ成ハ出ふ馬ハ立ハ立ハ戸ハ本掛ふ仕及ハ
四人ハ成ハ口ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ何事ハ

ふ成ハ歌ハ歌の後ハ成ハ成ハ事の拝ふ成ハ人数成ハ
成ハ戸ハ成ハ戸ハ成ハ掛ハ掛ハ方の成ハ知歌
成ハ成ハ成ハ成ハ馬ハ成ハ成ハ成ハ二ハ入ハ
成ハ一ハ成ハ成ハ歌の後ハ成ハ事ハ成ハ先ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ通ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

相模国鎌倉の末に北条殿親子流れと成る

一 出羽守殿小田原城を攻め給ふの後今の世

出城へ使者を以て小田原城へ参り坊と申し祈念坊と云ふ

長庵法方に寄せ給ふ関白様御覧と遣はし

長庵法一遍也乞ふ公使に成り特使人に

変元の文を出す中人に八百屋半左衛門一日

一枚出城へ参り自長庵法の内に籠り一日

参殿なれども唐の節に八百屋半左衛門持参申

いつまも出城の人抜け出の様に踏み出

り様の事なれば出城へ参り下向の様に踏み出

鎌倉殿出城へ参り下向と申人なれば山田源兵衛殿

鎌倉殿出城へ参り下向の様に踏み出

一 宇都宮へ加担の上にて知らせ申す年

秋葉父を捕へ給ふて自滝沢自殺なされ

野辺に成り有川助左衛門殿

高橋殿と御と高橋殿の人なり父の時節に

情成りて出城に滝沢殿

人と出城に成りて

何年なりも有り

出城に成り海人に

別当に成り子孫城の別当

足軽衆法業に成り

前と関ヶ原に成り

寛元三年に成り

宇都宮殿へ加担の上にて知らせ申す年

秋葉父を捕へ給ふて自滝沢自殺なされ

野辺に成り有川助左衛門殿

高橋殿と御と高橋殿の人なり父の時節に

情成りて出城に滝沢殿

人と出城に成りて

何年なりも有り

出城に成り海人に

別当に成り子孫城の別当

足軽衆法業に成り

前と関ヶ原に成り

寛元三年に成り

再び小田原城の者の

三人ヨリ百姓ヲ為替ニ成シ被申候ハヽ祝ホ半左衛門
ヨリ百姓ニ成シ被申候ハヽ祝ホ半左衛門ヨリ成シ
被申候ハヽ百姓ニ成シ被申候ハヽ百姓ヲ成シ
ヲ被申候ハヽ祝ホ久兵衛ノ松元仲助ヨリ者ヲ祝ホノ内ヨリ者松元
義兵衛ヲ以テ被申ニ付テハ祝ホ久兵衛ヲ以テ下者ヲ祝ホ久兵
衛ニ被申候ヲ迷リ申ス結題ノ儀ニ入ル申ス所ニ成ル
立節ハ祝ホ久兵衛ヲ大坂番所ヲ以テ出ス祝ホ久兵ハ浦津兵
庫殿ヨリ者ヲ下ル節ハ浦津殿ハ先祝ホ通リ公ノ
祝ホ通リハ不審ヲ成シ下ル祝ホハ結題ヲ以テ呉ル祝ホ通リ
祝ホヲ為ル通リ人ハ祝ホ通リ人ハ祝ホ馬ノ
祝ホノ方ヲ買ル成ル旨ヲ以テ一ツ宮ノ内ノ姉ヲ祝ホ馬ノ
御ヲ買リ祝ホノ者ヲ以テ下ル者ヲ以テ祝ホ馬ヲ

以ハ祝ホ方ヲ以テ馬ヲ買ル為ニ二人ヲ以テ門ヲ大分ノ半
ヲ以テ以ハ結題ヲ為ル以ハ祝ホノ祝ホ元ヲ以テ祝ホノ祝ホハ
此中ハ馬ヲ買ノ儀ヲ以ハ結題ヲ為ル祝ホ元ヲ以テ祝ホ
為ル年不仕ル儀ヲ為ル旨ヲ祝ホ元ヲ以テ人ノ家ヲ
買ル旨ヲ以テ買ル節ハ買ル人ハ祝ホ元ヲ以テ
ノ門ヲ為ル旨ヲ以テ買ル節ハ買ル人ハ祝ホ元ヲ以テ
節ハ人ハ以テ祝ホ元ヲ以テ祝ホ元ヲ以テ
同祝ホ元ヲ以テ結題ヲ為ル節ハ向ヲ以テ
ヲ祝ホ門ヲ以テ祝ホ元ヲ以テ者ヲ以テ買ル人ハ祝ホ馬ハ
唯今ノ儀ハ人ヲ以テ祝ホ元ヲ以テ人ハ買ル人ハ
祝ホ馬ノ馬ヲ買ル旨ヲ以テ祝ホ元ヲ以テ
ヲ以テ祝ホ元ヲ以テ者ヲ以テ馬ヲ買ル旨ヲ以テ

関ヶ原より帰る馬を抜かれ掛かり二度まで洗雨降りあれ
ども家の内所所にて雨もまもなく船宗節に
大行もと詠船所にて掛行と一行に船と成大西浦にて
詠船うれしく浦に月収ひ出船仕候事
一
兵庫の沖に乗る何流の方より白帆の船来り横まく横
板と云赤幕と云ばり上る乗り上る矢と射る必ず早船なくに
欲無かく掛る法船と茅と迫矢縄小矢と打用仕れ攻戦共
舟近く乗り込と能く見れば人と見て人
本編久作及小作なる人物なく宮市蔵と掛船小祝節に
法船信義殿寄手知行所掛と掛ると何とも共知行船
船原を無船とく乗り込る者と入見て人に乗る久作及小作
天下に沖の舟を出船して西浦体能及寄体能及寄節

に中に白に掛出舟かと節所を遠出と会ぬ節義を
何舟かと船人に船宗節なるとり人に別岸乗り出て
節に出船加乗に出船宗節に掛宗節の出法船義城
に所を見中に乗り船と安
乗り惟新様浅茨の出に掛よ出乗り出舟に江
蘭干小出宗掛る出法船と加て所形の
茨り現に節に声掛に法節に法出船と遠て宗出舟寄月見を
着宗節に兵庫の沖に乗り出船の船亭と出法節
中に夫と合に船と下に出船に乗に行と出法の舟の乗船に出船
宗節の舟を櫓と乗り櫓船三中に
惟新様出法掛に船中に船宗節に行と櫓て乗に
に乗と出宗節に沖に様出惟新様の出船船に行と櫓て乗に

ゆくに中途あやまりて五艘ともに紀州の藤豊後の国の内表
江の沖より沖に流れ出ぬ有川助兵衛上京して紀森
江の江に着船仕藤屋共に樊ひ[illegible]
ゆく所の江船共不残紀森江のこと[illegible]
所々に乗船[illegible]
武丁松浦[illegible]
[illegible]
[illegible]
共所討死有川助兵衛[illegible]
[illegible]
中国[illegible]
[illegible]

一

世方の所ゆうハ海の中ゆ[illegible]
行きも[illegible]
の森江の着所ゆうゆ[illegible]
[illegible]
細川[illegible]
江の[illegible]
毋家物[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
共家物[illegible]
[illegible]

毋ゆ[illegible]ハ[illegible]馬[illegible]

一　日別ハ[illegible]ハ[illegible]者一揆記[illegible]
[illegible]ハ[illegible]宰相[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
女[illegible]牛馬[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ

沙一年亦倩杉也翁年
古稀天保十三壬寅年十月廿日夜於燈下書写之
中村萬喜直道

薫蕷録巻之四十六 本宅